動 畜 第 1474 号 令和 4 年 8 月 22 日

大阪府環境審議会 会長 辰巳砂 昌弘 様



箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定について(諮問)

標記について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## (説明)

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる、とされています。

本府では、「第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画」(計画期間:令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)において、令和4年度中に存続期間が満了する箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区について、引き続き、森林鳥獣生息地の特別保護地区として指定することを計画しており、当該特別保護地区の指定にあたり、同条第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。